

中村税務署からのお知らせ

消費税軽減税率制度説明会について

本年（2019年）10月から、消費税軽減税率制度が実施されます。

軽減税率制度は、全ての事業者の方に関係します。

以下の対応はお済みですか？

- 取り扱う商品の適用税率の確認（軽減税率8%か、標準税率10%か）
- 複数税率に区分した経理の準備
- レジヤシステムの導入・改修等に係る補助金の申請手続き
- 複数税率に対応したレジヤシステムの導入・入替

「準備はこれから」という方は、説明会に是非ご参加ください。

説明会の開催日程

開催日	開催時間	開催場所
平成31年5月28日(火)	10:30~11:30 (60分)	中村税務署 2階会議室 (四万十市中村新町4丁目4番地)
	13:30~14:30 (60分)	
平成31年6月25日(火)	10:30~11:30 (60分)	
	13:30~14:30 (60分)	
平成31年7月30日(火)	10:30~11:30 (60分)	
	13:30~14:30 (60分)	
平成31年8月28日(水)	10:30~11:30 (60分)	
	13:30~14:30 (60分)	
平成31年9月25日(水)	10:30~11:30 (60分)	
	13:30~14:30 (60分)	

・説明会に関する最新の情報は、国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)の軽減税率制度に関する特設サイト「消費税の軽減税率制度について」をご覧ください。

お問い合わせ先
〒787-0022 四万十市中村新町4丁目4番地
中村税務署 法人課税部門
電話 0880-35-3425